

令和5年度 市民税・県民税 申告書
(上場株式等の配当・譲渡所得等に関する選択課税申出書)

受付者

*市民税課税用種(この欄は記入しないでください)		□本人 □代理人()
本人確認	免/バ/住/借/高/在/保/年/他()	

(宛先)松江市長 令和5年 月 日提出

住所	松江市	宛名コード	
フリガナ		生年月日	
氏名		大正・昭和・平成・令和	電話番号

※下記の内容がわかる資料(源泉徴収税額が記載された配当等の支払通知書、特定口座年間取引報告書等)をご提示ください。

○確定申告した上場株式等の配当所得等(住民税が源泉徴収されているものに限る)

	所得金額	住民税の源泉徴収税額
総合課税	円	円
分離課税	円	円

上記の確定申告した上場株式等の配当所得等について、次のとおりとします。

(申告する番号に○をつけてください。)

- 1 住民税では申告しません。
- 2 住民税では総合課税とします。
- 3 住民税では分離課税とします。

○確定申告した上場株式等の譲渡所得等(住民税が源泉徴収されているものに限る)

	所得金額	住民税の源泉徴収税額
分離課税	円	円

上記の確定申告した上場株式等の譲渡所得について、次のとおりとします。

(申告する番号に○をつけてください。)

- 1 住民税では申告しません。
- 2 住民税では分離課税とします。

《 ご注意ください 》

※対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等とは、所得税 15.315%と住民税 5%の合計 20.315%の税率で源泉徴収されているものとなります。(所得税 20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません。)

※松江市から送付する納税通知書が届くまでに本申告をご提出下さい。

※本申告書の提出により、所得税の繰越損失や扶養等に変更が生じる場合は、本申告書に合わせて通常の市民税・県民税申告が必要です。

※本申告書の提出により、翌年以降に繰り越せる上場株式等の譲渡損失の金額等が所得税と住民税で異なる場合があります。

※本申告書の提出により、医療費控除額等が変更になる場合があります。

※上場株式等の配当・譲渡所得等について、これまで所得税と住民税で異なる課税方式を選択できましたが、令和6年度(令和5年分)より課税方式を所得税と一致させることとなりました。よって上場株式等の配当・譲渡所得等に関する選択課税は今年度が最終となり、来年度からは課税方式を選択することができなくなります。